

(別添資料5)

学校法人八洲学園 寄附行為変更について

	旧	新
第4条	<p>この法人は、前条に規定する目的を達成するため以下に掲げる学校を設置する。</p> <p>一 八洲学園大学 通信教育課程 生涯学習学部</p> <p>二 八洲学園高等学校 通信制課程(広域)普通科</p> <p>三 八洲学園大学国際高等学校 通信制課程(広域)普通科</p> <p>四 八洲学園高等専修学校 経理高等課程</p>	<p>この法人は、前条に規定する目的を達成するため以下に掲げる学校を設置する。</p> <p>一 八洲学園大学 通信教育課程 生涯学習学部</p> <p>二 八洲学園高等学校 通信制課程(広域)普通科</p> <p>三 八洲学園大学国際高等学校 通信制課程(広域)普通科</p> <p>四 八洲学園高等専修学校 経理高等課程</p> <p><u>五 ESA 音楽学院専門学校</u> <u>文化教養専門課程</u></p>
第15条第2項	<p>議事録には出席理事全員が署名押印し、常にこれを事務室に備えておかなければならない。</p>	<p>議事録には出席理事全員が<u>記名押印</u>または署名し、常にこれを事務室に備えておかなければならない。</p>